

住民票コード収録者へのお知らせ

平成XX年XX月XX日
社会保険庁

XXXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様

(XXXXXXXXXX)

今後、現況届の提出が原則不要となります

社会保険庁からの大切なお知らせです

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用して年金受給者の現況確認を行うことになりました。

今回、社会保険庁で保有しているあなたの本人確認情報と住基ネットの情報により本人確認を行ったところ、あなたの住民票コードを確認することができました。

これにより、毎年、誕生月にご提出いただいていた「年金受給権者現況届」（現況届）による現況確認は今後、住基ネットを活用して行われることとなりますので、**現況届の提出が原則不要となります。**

※社会保険庁において、住基ネットを活用した年金受給者の皆様の現況確認を行うことは、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定に基づき行うことができるとされています。

※なお、住基ネットで確認ができるのは年金受給者ご本人の現況確認のみとなりますので、次の方については別途、社会保険業務センターより送付される届け書をご提出いただくことになります。

- ①加給年金額等（注）の対象者がいる方 「生計維持確認届」
 - ②障害の程度の確認が必要な方 「障害状態確認届」
- （注）加給年金額等とは、加給年金額、加算額、加給金をいいます。
詳しくは、裏面をご覧ください。

必ず裏面もご覧ください。

【裏面】

【表面】

～ ご注意ください ～

（住基ネットで見況確認が行えない場合）

- 住基ネットを活用した現況確認は、住基ネット上に情報が保存されていることが前提となります。
- したがって、次のような場合には住基ネットを活用した現況確認が行えないため、社会保険業務センターに現況届をご提出いただく必要があります。
 - ① 住基ネットに参加していない市区町村へ転出した場合
 - ② 他の市区町村へ転出したが、転出先の市区町村に転入の手続きをしていない場合
 - ③ 外国に転出した場合

① 加給年金額等の対象者がいる方 「生計維持確認届」

- 「生計維持確認届」とは、加給年金額等の対象者がいる方について、引き続き加給年金額等を受けるために、生計維持関係の証明をしていただく届け書です。
- 「生計維持確認届」は毎年1回受給権者の誕生月に社会保険業務センターから送付いたしますので、誕生月の末日までに社会保険業務センターにご提出ください。
- 届け書の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届け書をご提出いただけない場合は、**加給年金額等の支払いが一時止まります**のでご注意ください。
- 加給年金額等の対象者となっている配偶者や子の異動がある場合は、別途手続きが必要となりますので、お近くの社会保険事務所まで手続きいただくようお願いいたします。

② 障害の程度の確認が必要な方 「障害状態確認届」

- 「障害状態確認届」とは、障害の程度の確認について、医師による診断書の確認が必要な場合にご提出いただく届け書です。
- 「障害状態確認届」は障害の状態に応じて提出する年が異なり、提出が必要な方には誕生月に社会保険業務センターから送付いたしますので、誕生月の末日までに社会保険業務センターにご提出ください。
- 届け書の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届け書をご提出いただけない場合は、**年金の支払いが一時止まります**のでご注意ください

お問い合わせ先 受付時間は、午前8：30～午後5：15（土、日、祝日を除く）



「ねんきんダイヤル」 イイロゴ
0570-07-1165

- ◎「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。
- ◎電話が繋がらない場合は、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>